

鳥取市下水道用マンホールふた

設置基準書

令和8年4月1日

鳥取市下水道部

[設置基準]

1. 適用範囲

この基準書は、鳥取市が使用する下水道用マンホールふた（種類については下記参照）の設置基準について適用する。

種 類	
呼び 600	「ふた 600」
呼び 900-600	「親子ふた」
呼び 300	「ふた 300」
呼び 300(防護蓋)	「防護蓋」

2. 設置基準

鳥取市において使用する製品の性能区分を以下に示す。

鳥取市下水道用マンホールふた仕様書における性能レベルを満たす製品を「T-25、T-14、T-8」とし、荷重区分を表-1、求められる性能レベルを表-2、3、4、5とする。

鳥取市においては、道路の一部、下水道管路の一部としてのリスク(スリップ、ガタツキ、破損、浮上・飛散、過剰食込みによる開閉不能、腐食)を想定し、下記の道路区分－排除区分別を基本として仕様製品の性能区分を決定する。

鳥取市下水道用マンホールふた認定基準及び認定申請提出要領に基づき認定された製品を使用する。

表-1

		車道 車線幅員 5.5m以上	車道 車線幅員 5.5m未満	歩道	歩道 (デザイン)
管 種 別	汚水幹線	T-25	T-14	T-8	T-14
	汚水枝線	T-25	T-14	T-8	T-14
	雨水・合流	T-25	T-14	T-8	T-14

※5.5m 未満であっても一方通行道路等で大型車輛の通行があり、交通量の多い道路及び拡幅計画道路は、T-25 とする。

※防食仕様を標準とする。(デザイン蓋、防護蓋を除く)

※デザイン蓋、防護蓋において、腐食が懸念される箇所については、耐食仕様鉄ふたの使用、もしくは設置箇所にて腐食対策を施すことを検討する。

表-2 呼び 600(ふた 600)

仕様書項目(要求性能)	車道(車線幅員)		歩道	歩道 (デザイン)
	5.5m 以上	5.5m 未満		
2-1 共通項目	○	○	○	○
2-2 特別に要求する性能				
2-2-1 耐スリップ性能(車道用)	○	○	-	-
2-2-2 耐スリップ性能(歩道用)	-	-	○	-
2-2-3 耐がたつき性能	○	○	○	-
2-2-4 耐荷重性能	○	○	○	-
2-2-5 耐久性	○	○	○	-
2-2-6 圧力開放性能	○	○	○	-
2-2-7 耐揚圧強度	○	○	○	-
2-2-8 圧力解放時のふた浮上性能	○	○	○	-
2-2-9 転落防止性	○	○	○	○
2-2-10 不法投棄防止性	○	○	○	-
2-2-11 雨水流入防止性	○	○	○	-
2-2-12 防食性能	○	○	○	-
2-2-13 維持管理作業性	○	○	○	-
2-2-14 除雪作業時の衝撃緩和性	○	○	-	-
2-2-15 ふた表面の表示	○	○	-	○

2-2-9 に規定する転落防止の設置は人孔深 5.0m 以上・合流・雨水管渠および特定箇所(浮上飛散が想定箇所)とする。

表-3 呼び 900-600(親子ふた)

仕様書項目(要求性能)	車道(車線幅員)		歩道 (デザイン)
	5.5m 以上	5.5m 未満	
2-1 共通項目	○	○	○
2-2 特別に要求する性能			
2-2-1 耐スリップ性能(車道用)	○	○	-
2-2-2 耐スリップ性能(歩道用)	○	○	-
2-2-3 耐がたつき性能	○	○	-
2-2-4 耐荷重性能	○	○	-
2-2-5 耐久性	○	○	-
2-2-6 圧力開放性能	○	○	-
2-2-7 耐揚圧強度	○	○	-
2-2-8 圧力解放時のふた浮上性能	○	○	-
2-2-9 転落防止性	○	○	○
2-2-10 不法投棄防止性	○	○	-
2-2-11 雨水流入防止性	○	○	-

2-2-12 防食性能	○	○	-
2-2-13 維持管理作業性	○	○	-
2-2-14 除雪作業時の衝撃緩和性	-	-	-
2-2-15 ふた表面の表示 ※子ふた	-	-	○

表-4 呼び 300(ふた 300)

仕様書項目(要求性能)	車道(車線幅員)	
	5.5m 以上	5.5m 未満
2-1 共通項目	○	○
2-2 特別に要求する性能		
2-2-1 耐スリップ性能(車道用)	○	○
2-2-3 耐がたつき性能	○	○
2-2-4 耐荷重性能	○	○
2-2-5 耐久性	○	○
2-2-6 圧力開放性能	○	○
2-2-7 耐揚圧強度	○	○
2-2-8 圧力解放時のふた浮上性能	○	○
2-2-10 不法投棄防止性	○	○
2-2-11 雨水流入防止性	○	○
2-2-12 防食性能	○	○
2-2-13 維持管理作業性	○	○
2-2-14 除雪作業時の衝撃緩和性	-	-
2-2-15 ふた表面の表示	-	-

表-5 呼び 300(防護ふた)

仕様書項目(要求性能)	歩道 (デザイン)
2-1 共通項目	○
2-2 特別に要求する性能	
2-2-12 ふた表面の表示	○

3. 附則

この基準書は令和8年4月1日から適用する。

この基準書の改正前に認定を受け、その認定有効年月日が令和9年3月31日以降までの製品は経過措置として、令和9年3月31日まで使用を認める。